別紙

許可条件

(運搬ルート)

車両の搬出入については、町道本庄上野村線野村集落側より進入し、本庄上集落側より退出すること。また、町道野尻本坂線(桜ヶ丘運動公園)は通行しないこと。

(車両通行速度)

町道本庄上野村線内においては、30km/h以下で走行すること。集落内、通学路等においては、特に注意して通行すること。また、走行速度超過の他、一般車両への幅寄せや、車間距離を詰めるなどの行為を行った場合は、使用許可を取り消すものとする。

(搬入証の提出)

搬入時には、伊根町公共残土処分場の設置及び管理に関する条例施行規則に定める「伊根町公共残土処分場搬入証」を管理人に渡すこと。搬入証がない場合は、処分場を使用することはできない。

(搬入土砂)

車輌から泥土が漏れ出す程度以上の、含水比の高い土砂を、処分場へ持ち込むことはできない。また、それ以下であっても4種建設発生土に類する含水比が高い土砂は、日当たり受入量の調整及び一時的に受け入れを拒否する場合があるため、指示に従うこと。

(搬入時の禁止行為)

搬入の際、"ほろ"等を使用したまま処分場内へ入場することはできない。

(処分場施設等のき損等)

処分場施設や町道施設等をき損、汚損した場合は、伊根町所管課に速やかに報告し、 対応について指示を受けること。

(搬入車両の報告)

申請時に搬入車両が未定である場合及び申請時の搬入車両に変更が生じた場合は、搬入するまでに必要書類を役場担当まで提出すること。

(搬入日程の報告)

搬入日の連絡は、前日までに管理人に行う。その際、搬入土量と台数を連絡すること。

(搬入受入量の制限)

搬入予約の際、搬入土量が多い日には受け入れを断る場合、または1日の搬入車両台数を制限する場合がある。

(処理場内での敷均しについて)

敷均しの指示があった場合は、使用責任者にて処分場内の安全を考慮した敷均しを行う こと。 また、搬入箇所については指示を受けること。